

		平18.3.31に譲渡損益調整資産（自己の株式又は出資に限ります。）を有していた場合には、その譲渡損益調整資産につき平18.4.1において損益戻入れ事由が生じたものとみなされます。
(27) 欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実（法令154の3、156①、改正法令附則28、35）	○ 欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実から、旧商法の規定による整理開始の命令が除かれました。	平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合には、従来どおり適用されます。
(28) 恒久的施設を有しない外国法人の課税所得（法令187①三、改正法令附則1二）	○ 国内源泉所得に関し、内国法人の発行する株式について、所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。

Ⅲ 企業組織再編成に関する改正

1 株式交換又は株式移転に係る課税の特例制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 特定子会社の株主における特定子会社株式の譲渡損益に対する課税の繰延制度

この制度は、特定子会社（株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により完全子会社となる法人をいいます。以下同じ。）の株主である法人が、その有する特定子会社の株式につき株式交換等による移転があったことにより特定親会社（株式交換等により完全親会社となる法人をいいます。以下同じ。）から新株の割当てを受けた場合において、その特定親会社における特定子会社株式の受入価額がその法人の帳簿価額以下であること等の要件を満たすときには、その法人の特定子会社株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べるというものです（旧措法67の9）。

(2) 特定子会社における株式移転後の子会社株式等の譲渡益に対する課税の繰延制度

この制度は、株式移転が行われた後に特定子会社が特定親会社に対して子会社株式等の譲渡をした場合において、その子会社株式等の譲渡時における価額が譲渡直前の帳簿価額を超えていること等の要件を満たすときには、その子会社株式等の譲渡利益相当額はその特定子会社のその譲渡をした日を含む事業年度の損金の額に算入するというものです（旧措法67の10）。

〔改正の内容〕

(1) 租税特別措置法に規定されていた上記(1)及び(2)の制度が廃止されました。

(2) 株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に係る制度

法人税法において、適格株式交換及び適格株式移転が創設されました（法2十二の十六・十二の十七、法令4の2⑫～⑳）。

適格株式交換又は適格株式移転の適格要件の概要は、次の表のとおりです。

	グループ内の株式交換・株式移転		共同事業を営むための 株式交換・株式移転
	100%グループ内	50%超グループ内	
適格株式交換	<p><同一者支配法人間の株式交換> (法22の十六イ、法令4の2⑫)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一者による完全支配関係の継続 	<p><当事者間の株式交換> (法22の十六ロ、法令4の2⑬一)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当事者間の支配関係の継続 ② 従業者の継続従事 (80%以上) ③ 主要な事業の継続 <p><同一者支配法人間の株式交換> (法22の十六ロ、法令4の2⑬二)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一者による支配関係の継続 ② 従業者の継続従事 (80%以上) ③ 主要な事業の継続 	<p>[株式交換完全子法人に係る要件] (法22の十六ハ、法令4の2⑮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業関連性 ② 事業規模が5倍を超えないこと又は特定役員のいずれかが退任しないこと ③ 従業者の継続従事 (80%以上) ④ 主要な事業の継続 ⑤ 完全親子関係の継続 <p>[株式交換完全子法人の株主に係る要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ その株主の株式交換完全親法人株式の継続保有 (80%以上) <p>※ 株主数50人未満の場合に限ります。</p>
適格株式移転	<p><同一者支配法人間の株式移転> (法22の十七イ、法令4の2⑯)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一者による完全支配関係の継続 <p><1の法人のみが株式移転完全子法人となる株式移転> (法22の十七イ、法令4の2⑰)</p> <ul style="list-style-type: none"> 完全親子関係の継続 	<p><当事者間の株式移転> (法22の十七ロ、法令4の2⑰一)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式移転完全親法人による支配関係の継続 ② 従業者の継続従事 (80%以上) ③ 主要な事業の継続 <p><同一者支配法人間の株式移転> (法22の十七ロ、法令4の2⑰二)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一者による支配関係の継続 ② 従業者の継続従事 (80%以上) ③ 主要な事業の継続 	<p>[株式移転完全子法人に係る要件] (法22の十七ハ、法令4の2⑳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業関連性 ② 事業規模が5倍を超えないこと又は特定役員のいずれかが退任しないこと ③ 従業者の継続従事 (80%以上) ④ 主要な事業の継続 ⑤ 完全親子関係の継続 <p>[株式移転完全子法人の株主に係る要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ その株主の株式移転完全親法人株式の継続保有 (80%以上) <p>※ 株主数50人未満の場合に限ります。</p>

- (注) 1 いずれの株式交換又は株式移転についても、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主に株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式以外の資産（一定の資産を除きます。）が交付されないことが必要です。
- 2 「株式交換完全子法人」とは、株式交換によりその株主の有する株式を他の法人に取得させたその株式を発行した法人をいいます（法22の六の三）。
- 3 「株式交換完全親法人」とは、株式交換により他の法人の株式を取得したことによってその法人の発行済株式の全部を有することとなった法人をいいます（法22の六の四）。
- 4 「株式移転完全子法人」とは、株式移転によりその株主の有する株式をその株式移転により設立された法人に取得させたその株式を発行した法人をいいます（法22の六の五）。
- 5 「株式移転完全親法人」とは、株式移転により他の法人の発行済株式の全部を取得したその株式移転により設立された法人をいいます（法22の七）。
- 6 「同一者による完全支配関係」とは、株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間又は株式移転完全親法人と株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人との間にある、同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有される関係をいいます（法令4の2⑫⑯）。
- 7 「当事者間の支配関係」とは、株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にある、いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有する関係をいいます（法令4の2⑬一）。
- 8 「同一者による支配関係」とは、株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間又は株式移転完全親法人と株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人との間にある、同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有される関係をいいます（法令4の2⑬二・⑱二）。
- 9 「株式移転完全親法人による支配関係」とは、株式移転前に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有する関係があり、かつ、その株式移転後に株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にある、株式移転完全親法人によってそれぞれの法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有される関係をいいます（法令4の2⑱一）。
- 10 「完全親子関係」とは、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人が、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人若しくは株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有する関係をいいます（法令4の2⑮六・⑰・⑳六）。

(3) 株式交換完全子法人の株主又は株式移転完全子法人の株主に係る制度

法人税法において、株式交換完全子法人の株主が、その有していた株式交換完全子法人の株式につき株式交換（株式交換完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限り、）により株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合における株式交換完全子法人の株式の譲渡損益に対する課税の繰延制度が創設されました（法61の2⑦）。

また、株式移転完全子法人の株主についても同様の制度が創設されました（法61の2⑧）。（11ページⅡ4〔改正の内容〕(1)参照）

〔適用時期〕

- (1) 法人が平成18年10月1日以前に行った特定子会社株式の株式交換等による移転及び子会社株式等の譲渡に係る法人税については、改正の内容の(1)の改正前の規定が適用されます（改正法附則120①）。
- (2) 改正の内容の(2)及び(3)の規定は、平成18年10月1日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用されます（改正法附則24④、35③）。

2 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転（適格株式交換及び適格株式移転を除きます。以下「非適格株式交換等」といいます。）を行った場合には、その法人が非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その非適格株式交換等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法62の9、法令123の11）。

(1) 適用対象となる時価評価資産

適用対象となる時価評価資産とは、次の表に掲げる資産（資産の価額とその帳簿価額との差額がその法人の資本金等の額の2分の1相当額と1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除きます。）をいいます（法62の9①、法令123の11①②）。

① 固定資産（非適格株式交換等の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度等において一定の圧縮記帳の規定の適用を受けた減価償却資産を除きます。）
② 土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）
③ 有価証券（売買目的有価証券及び償還有価証券を除きます。）
④ 金銭債権
⑤ 繰延資産

(2) 時価評価資産の評価益又は評価損

時価評価資産の評価益又は評価損とは、それぞれ次に掲げる金額をいいます（法62の9①）。

- イ 時価評価資産の評価益…その時価評価資産の非適格株式交換等の直前の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額
- ロ 時価評価資産の評価損…その時価評価資産の非適格株式交換等の直前の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額

〔適用時期〕

法人が、平成18年10月1日以後に行う株式交換及び株式移転について適用されます（改正法附則40）。

3 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等制度の創設

〔創設された制度の概要〕

非適格合併等により受け入れた資産又は負債の額と交付した対価との差額を資産調整勘定、退職給与負債調整勘定、短期重要負債調整勘定及び差額負債調整勘定とすることとされました（法62の8、法令123の10、法規27の16）。

（注）「非適格合併等」とは、①適格合併に該当しない合併、②適格分割に該当しない分割、適格現物出資に該当しない現物出資又は事業の譲受け（以下「非適格分割等」といいます。）のうち、その非適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は移転法人のその非適格分割等の直前において営む事業及びその事業に係る主要な資産又は負債のおおむね全部がその非適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は譲受け法人に移転するものをいいます（法令123の10①）。

(1) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る資産調整勘定の金額

イ 資産調整勘定

法人が非適格合併等によりその非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事業の譲受けに係る移転法人（以下「被合併法人等」といいます。）から資産又は負債の移転を受けた場合において、その法人がその非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その非適格合併等において被合併法人等から支出を受けた寄附金相当額を含み、被合併法人等に対して支出をした寄附金相当額を除きます。以下「非適格合併等対価額」といいます。）がその移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち一定の金額は資産調整勘定の金額とすることとされました（法62の8①、法令123の10①～⑥、法規27の16）。

ロ 資産調整勘定の減額処理

資産調整勘定の金額を有する法人は、資産調整勘定の金額の当初計上額を60で除した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を減額し、その減額すべき金額を損金の額に算入することとされました（法62の8④⑤）。

(2) 非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業者に係る退職給与負債調整勘定の金額

イ 退職給与負債調整勘定

法人が非適格合併等に伴い被合併法人等から引継ぎを受けた従業者につき退職給与債務引受けをした場合には、その従業者に係る退職給付引当金相当額（退職給与債務引受額）は退職給与負債調整勘定の金額とすることとされました（法62の8②一、法令123の10⑦）。

（注）「退職給与債務引受け」とは、非適格合併等後の退職その他の事由により、その引継ぎを受けた従業者に支給する退職給与の額につき、非適格合併等前における在職期間その他の勤務実績等を勘案して算定する旨を約し、かつ、これに伴う負担の引受けをすることをいいます（法62の8②一）。

ロ 退職給与負債調整勘定の減額処理

退職給与負債調整勘定の金額を有する法人は、退職給与引受従業者（退職給与債務引受けの対象とされた従業者をいいます。以下同じ。）が退職その他の事由によりその法人の従業者でなくなった場合又は退職給与引受従業者に対して退職給与を支給する場合には、退職給与負債調整勘定の金額のうちこれらの退職給与引受従業者に係る部分の金額とされる一定の金額を減額し、その減額すべき金額を益金の額に算入することとされました（法62の8⑥一・⑧）。

(3) 非適格合併等により移転を受けた事業に係る短期重要負債調整勘定の金額

イ 短期重要負債調整勘定

法人が非適格合併等により被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務（その事業の利益に重大な影響を与えるものに限られ、退職給与債務引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除きます。）で、その履行が非適格合併等の日からおおむね3年以内に見込まれるものについて、その法人がその履行に係る負担の引受けをした場合には、短期重要債務

見込額は短期重要負債調整勘定の金額とすることとされました（法62の8②二）。

（注）「短期重要債務見込額」は、債務の額に相当する金額として移転を受けた事業につき生ずるおそれのある損失の額と見込まれる金額が非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額の合計額の20%相当額を超える場合におけるその債務の額に限られます（法令123の10⑧）。

□ 短期重要負債調整勘定の減額処理

短期重要負債調整勘定の金額を有する法人は、短期重要債務見込額に係る損失が生じ、又は非適格合併等の日から3年が経過した場合には、短期重要負債調整勘定の金額のうちその損失相当額（3年が経過した場合にあっては、短期重要負債調整勘定の金額）を減額し、その減額すべき金額を益金の額に算入することとされました（法62の8⑥二・⑧）。

(4) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る差額負債調整勘定の金額

イ 差額負債調整勘定

法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、その非適格合併等に係る非適格合併等対価額がその移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額は差額負債調整勘定の金額とすることとされました（法62の8③）。

□ 差額負債調整勘定の減額処理

差額負債調整勘定の金額を有する法人は、差額負債調整勘定の金額の当初計上額を60で除した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を減額し、その減額すべき金額を益金の額に算入することとされました（法62の8⑦⑧）。

(5) 明細書の添付

資産調整勘定の金額又は退職給与負債調整勘定の金額、短期重要負債調整勘定の金額若しくは差額負債調整勘定の金額を有する法人は、その有することとなった事業年度及びこれらの金額を減額する事業年度の確定申告書に、その有することとなった金額の計算又は損金の額若しくは益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（法令123の10⑨）。

〔適用時期〕

法人が平成18年5月1日以後に行う非適格合併等について適用されます（改正法附則39）。

4 その他

○ その他の企業組織再編成に関する規定について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 事後設立法人の定義 (法二十二の六、改正法附則一六〇)	○ 旧有限会社法に規定する契約に基づき行われる資産又は負債の移転が事後設立から除かれるなど、会社法の制定に伴って所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。
(2) 適格合併の定義（法二十二の八、改正法附則一六〇） (法令四の二③二、改正法附則二）	○ 適格合併の要件に関して、次の改正が行われました。 イ 適格合併の判定における被合併法人の株主等に交付される合併法人の株式又は出資以外の資産から除かれるものの範囲に、合併に反対する株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が追加されました。 ロ 共同事業要件の判定を行う際の特定役員範囲に代表執行役が含まれることが明確化されました。	平18.5.1から施行されます。 平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(法規三の二、改正法規附則一）	ハ 共同事業要件の判定を行う際の継続して保有する株式から除かれることとなる議決権のない株式の範囲について所要の	平18.4.1から施行されます。

	整備が行われました。	
(3) 分割型分割の定義 (法22の九、改正法附則1六ロ、24②)	○ 分割型分割は、分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産(以下「分割対価資産」といいます。)のすべてがその分割の日においてその分割法人の株主等に交付される場合のその分割をいうこととされました。	平18.5.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。
(4) 分社型分割の定義 (法22の十、改正法附則1六ロ、24②)	○ 分社型分割は、分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日においてその分割法人の株主等に交付されない場合のその分割をいうこととされました。	(3)の適用時期等と同じとなります。
(5) 適格分割の定義(法22の十一、改正法附則1六ロ) (法令4の2③二・⑥二、改正法令附則2) (法規3の2、改正法規附則1)	○ 適格分割型分割の判定における分割法人の株主等に交付される分割承継法人の株式又は出資以外の資産から除かれるものの範囲について所要の整備が行われました。 ○ (2)ロと同様の改正が行われました。 ○ (2)ハと同様の改正が行われました。	平18.5.1から施行されます。 (2)ロの適用時期等と同じとなります。 (2)ハの適用時期等と同じとなります。
(6) 適格現物出資の定義 (法22の十四、改正法附則1六ロ、24②) (法令4の2③二・⑩二、改正法令附則2)	○ 適格現物出資の対象となる現物出資の範囲から、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付が除かれました。 ○ (2)ロと同様の改正が行われました。	平18.5.1以後に行われる現物出資について適用され、同日前に行われた現物出資については、従来どおり適用されます。 (2)ロの適用時期等と同じとなります。
(7) 棚卸資産の取得価額の特例(法令33④、改正法令附則1一)	○ 棚卸資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、非適格株式交換等の日の属する事業年度以後の各事業年度における棚卸資産の評価額の計算については、その非適格株式交換等の時においてその棚卸資産の取得価額にその評価益又は評価損に相当する金額を加算又は減算した金額によりその棚卸資産を取得したものとみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
(8) 減価償却資産の償却の方法(法令48③~⑥、改正法令附則1一)	○ 定率法を採用している減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算上、その減価償却資産について既に損金の額に算入された金額には、その減額された金額を含むものとされました。 ○ 生産高比例法又はリース期間定額法を採用している鉱業用減価償却資産若しくは鉱業権又は国外リース資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額は、その非適格株式交換等による時価評価後の帳簿価額を基礎として計算することとされました。	平18.10.1から施行されます。 同 上
(9) 減価償却資産の取得価額(法令54④、改正法令附則1一)	○ 減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度以後の各事業年度においては、従前の取得価額にその帳簿価額が増額された金額を加算した金額に相当する金額をもってその資産の取得価額とみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
(10) 陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例(法令60の2⑤、改正法令附則1一)	○ 陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例の適用を受ける場合、(8)の改正と同様に、その減価償却資産について既に損金の額に算入された金額には、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された金額を含むものとされました。	平18.10.1から施行されます。
(11) 減価償却資産の償却可能限度額(法令61①、改正法令附則1一)	○ 減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その減額された金額を当該事業年度までの各事業年度においてした	平18.10.1から施行されます。

	償却の額の累積額に含めて償却可能限度額の計算を行うこととされました。	
(12) 損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等（法令61の3表五、改正法令附則1一）	○ 減価償却資産について、非適格株式交換等による時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その増額された金額は、その非適格株式交換等による時価評価が行われた事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
(13) 繰延資産の償却限度額（法令64②～④、改正法令附則1一）	○ 繰延資産の償却限度額について、(8)に準じた改正が行われました。	平18.10.1から施行されます。
(14) 損金経理額とみなされる金額がある繰延資産の範囲等（法令66の2表五、改正法令附則1一）	○ 繰延資産の損金経理額とみなされる金額について、(12)に準じた改正が行われました。	平18.10.1から施行されます。
(15) 適格合併等による欠損金の引継ぎ等（法令112⑦五、改正法令附則2）	○ 特定資本関係を有する法人間で行われた適格合併等が共同事業要件を満たすかどうかを判定する際の特定制員の範囲に代表執行役が含まれることが明確化されました。	平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(16) 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例（法令119の3④、改正法令附則1一）	○ 移動平均法を適用する有価証券について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、その有価証券の非適格株式交換等の直前の帳簿価額に非適格株式交換等による時価評価による評価益又は評価損の金額を加算又は減算した金額を基礎として算出することとされました。	平18.10.1から施行されます。
(17) 評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例（法令119の4①、改正法令附則1一） (法令119の4③、改正法令附則1二）	○ 総平均法を適用する有価証券について、非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、評価換前期間（当該事業年度開始の時から非適格株式交換等による時価評価の直前の時までの期間）及び評価換後期間（その非適格株式交換等による時価評価が行われた時から当該事業年度終了の時までの期間）をそれぞれ一事業年度とみなして、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額を算出することとされました。 ○ 株式等無償交付を受けた場合における有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出についても、上記の改正と同様の改正が行われました。	平18.10.1から施行されます。 平18.5.1から施行されます。
(18) 売買目的有価証券の範囲（法令119の12四、改正法令附則1一）	○ 売買目的有価証券の範囲に、法人が株式交換又は株式移転により交付を受けた株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式で、その株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式が売買目的有価証券とされていたものが追加されました。	平18.10.1から施行されます。
(19) 外貨建資産等の評価換えをした場合のみならず取得による換算（法令122の2、改正法令附則1一）	○ 外貨建資産等について非適格株式交換等による時価評価が行われた場合には、その外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引は、その非適格株式交換等による時価評価が行われた時において行ったものとみなすこととされました。	平18.10.1から施行されます。
(20) 連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益（法61の11①四、改正法令附則36①）	○ 連結納税の開始に伴う資産の時価評価の適用除外とされる法人の範囲について、次のとおり見直しが行われました。 イ 内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に適格株式交換を行い、かつ、その内国法人がその適格株式交換の日からその開始の日まで継続してその適格株式交換に係る株式交換完全子法人であった法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有している場合	平18.10.1以後に行われる適格株式交換に係る株式交換完全子法人について適用されます。

<p>(法61の11①五、改正法附則36②)</p> <p>(旧法61の11①六、旧法令122の12⑤、改正法附則36③、改正法令附則1一)</p>	<p>のその法人が追加されました。</p> <p>ロ 内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に適格株式交換又は適格株式移転により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなり、かつ、その内国法人がその適格株式交換又は適格株式移転の日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人が追加されました。</p> <p>ハ 内国法人が最初連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式交換により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなり、かつ、その株式交換の日からその開始の日まで継続してその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している場合のその法人が除かれました。</p>	<p>平18.10.1以後に行われる適格株式交換又は適格株式移転に係る法人について適用されます。</p> <p>平18.10.1前に行われた株式交換に係る法人については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(21) 連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益 (法61の12①二、改正法附則36④)</p> <p>(法61の12①三、改正法附則36⑤)</p> <p>(旧法61の12①四、旧法令122の13②、改正法附則36⑥、改正法令附則1一)</p>	<p>○ 連結納税への加入に伴う資産の時価評価の適用除外とされる法人の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 連結親法人が適格株式交換により法人の発行済株式の全部を有することとなった場合のその法人が追加されました。</p> <p>ロ 連結親法人が適格株式交換により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有することとなった場合のその法人が追加されました。</p> <p>ハ 連結親法人が株式交換により一定の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人が除かれました。</p>	<p>⑳イの適用時期等と同じとなります。</p> <p>平18.10.1以後に行われる適格株式交換に係る法人について適用されます。</p> <p>⑳ハの適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(22) 合併により移転する負債に含まれる未納法人税等 (法令123②、改正法令附則24①)</p>	<p>○ 合併又は分割により合併法人又は分割承継法人に移転する負債には、法人のその合併又は分割により消滅する新株予約権に代えてその新株予約権の新株予約権者に交付すべき資産の交付に係る債務を含むものとされました。</p> <p>この場合において、適格合併又は適格分割に係るその交付すべき資産がその合併法人又は分割承継法人の新株予約権であるときは、その債務の帳簿価額は、その消滅する新株予約権のその法人における消滅の直前の帳簿価額に相当する金額とすることとされました。</p>	<p>平18.5.1以後に行われる合併又は分割について適用されます。</p>
<p>(23) 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整 (法令122の14④八、155の22③八、改正法令附則1一)</p>	<p>○ 譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することとなる事由に、非適格株式交換等による時価評価が行われたことが追加されました。</p>	<p>平18.10.1から施行されます。</p>
<p>(24) 株式等を分割法人と分割法人の株主等に交付する分割 (法62の6①、法令123の7、改正法附則38①、改正法令附則24④)</p>	<p>○ 分割型分割と分社型分割との中間型の分割は、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付をする分割をいうこととされました。</p>	<p>平18.5.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(25) 分割法人の株主等に交付されるべき分割承継法人の株式の端数の取扱い (法令123の2の2、改正法令附則24②)</p>	<p>○ 分割法人が分割型分割によりその株主等の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付すべき分割承継法人の株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合において、その端数に応じて金銭が交付されるときは、その端数に相当する部分は、その分割型分割によりその株主等に交付されるその分割承継法人の株式に含まれるものとして、分割法人、分割承継法人及び株主等の所得の金額を計算することとされました。</p>	<p>平18.5.1以後に行われる分割型分割について適用されます。</p>
<p>(26) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入 (法62の7①、改正法附則1四ロ)</p>	<p>○ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用期間内に法第62条の9第1項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》の規定の適用を受ける場合には、その適用期間は、特定適格合併等事業年度開始の日から</p>	<p>平18.10.1から施行されます。</p>

<p>(法令123の8⑤、改正法令附則1一)</p> <p>(法令123の8⑧二・⑰、改正法令附則1一)</p> <p>(法令123の8⑫二・四・⑰、155の5五、改正法令附則1一)</p> <p>(法令62の7④⑤、改正法令附則23)</p> <p>(法令123の8④五、改正法令附則2)</p> <p>(法令123の8⑯、改正法令附則2)</p>	<p>その適用を受ける事業年度終了の日までの期間とされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定引継資産又は特定保有資産について、法第62条の9第1項の規定の適用がある場合には、その規定による評価損は特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額とされました。 ○ 損失の額の発生の基因となる特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由に、法第62条の9第1項の規定の適用を受ける場合のその評価損の計上が追加されました。 ○ 利益の額の発生の基因となる特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えに、法第62条の9第1項の規定の適用を受ける場合のその評価益の計上及び措法第64条の2第11項(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合の非適格株式交換等による特別勘定の取崩し等が追加されました。 ○ 本制度と法第61条第1項(特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入)の規定との重複適用の排除について所要の整備が行われました。 ○ 特定資本関係法人との間で行われた適格合併等が共同事業要件を満たすかどうかを判定する際の特定期間の範囲に代表執行役が含まれることが明確化されました。 ○ 特定保有資産に該当するかどうかの判定について、特定適格合併等の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額又は取得価額によって判定することが明確化されました。 	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(27) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度(法63③、法令126の2、126の3、128、改正法附則41、改正法令附則1一)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非適格株式交換等を行った株式交換完全子法人等が、非適格株式交換等の日の属する事業年度において延払基準の適用を受けている場合(一定の場合を除きます)には、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額は、非適格株式交換等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されるなど、所要の整備が行われました。 	<p>平18.10.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(28) 連結欠損金の繰越し(法81の9②、令155の19③~⑤、改正法附則47①、改正法令附則31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最初連結親法人事業年度開始の前5年以内に行われた株式移転に係る株式移転完全子法人のその開始の前7年以内に開始した各事業年度において生じた青色欠損金額等のうち、適格株式移転に該当しない株式移転の日の属する事業年度前の各事業年度において生じたものが、連結欠損金とみなされないなど、所要の整備が行われました。 	<p>連結子法人が平18.10.1以後に行う適格株式移転に該当しない株式移転に係る株式移転完全子法人である場合におけるその株式移転の日の属する事業年度等前の各事業年度等に生じた欠損金等について適用され、同日前に行われた株式移転については従来どおり適用されます。</p>
<p>(29) 組織再編成に係る行為又は計算の否認(法132の2、改正法附則55②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織再編成に係る行為又は計算の否認の対象となる組織再編成の範囲に、株式交換及び株式移転が追加されました。 	<p>平18.10.1以後に行う行為又は計算について適用され、同日前に行った行為又は計算については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(30) 旧退職給与引当金(14年8月改正法令附則5⑩四・五、改正法令附則37、38)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人等が合併法人等となる組織再編成が行われた場合又は非適格合併等(21ページⅢ3〔改正の内容〕参照)に該当する組織再編成が行われた場合には、退職給与引当金の引継ぎができないこととされました。 	<p>平18.4.1以後に行われる組織再編成について適用されます。</p>